平成２２年（フ）第７８３号
北九州市八幡西区永犬丸２丁目１番８―801号
債務者　山内　　誠
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１１３号
北九州市門司区長谷１丁目８番12号マサキ荘203
債務者　尾首まゆみ
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１５号
福岡県田川郡香春町大字高野1412番地７
債務者　東　　憲一
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１５９号
福岡県田川郡川崎町大字池尻171番地の２
債務者　那須　和夫
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第５６５号
大分県別府市大字鶴見2607番地の８
債務者　高岸　晴美（旧姓川野）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６２２号
大分県別府市大字鶴見4245番地の95
債務者　片岡　由香
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６７号
大分県速見郡日出町大字豊岡555番地３シャーメゾン豊岡102
債務者　輿水　勝子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
大分県杵築市大字南杵築1887番地１コーポラス元島２―102号室
債務者　吉田タツヱ
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
宮崎市恒久南２丁目10番地16　コーポ城南Ｂ棟202号、前住所宮崎市江平西１丁目１番18号　マル輝ビル４階
債務者　山﨑　　博
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４３９号
宮崎市大橋３丁目285番地１
債務者　藤森　皇一
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４６８号
宮崎市清武町今泉甲125番地１　はまゆう荘26号
債務者　西山　浩一
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４７４号
宮崎市大字恒久6561番地１　ベルハイムツバイテ111号、前住所宮崎市清武町船引305番地旭コーポ105号
債務者　鈴木　　瞼
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６７２号
鹿児島県鹿児島市上荒田町20番９号
債務者　松山　保夫
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７０９号
鹿児島県日置市東市来町長里1854番地４　市営長里住宅Ａ棟７
債務者　中山　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９０号
鹿児島県大島郡和泊町大字和泊502番地
債務者　南　ゆきみ（旧姓船岩）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第１５９号
鹿児島県鹿屋市串良町上小原5266番地２
債務者　曽木　敏広
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第４７７号
沖縄県那覇市若狭１丁目３番１号石川マンション304
債務者　平良　　聡
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部